

はかへてんやといひければ、なかくきぬよりは第一の事也と思て、きぬや錢などこそ用には侍れ、おのれは旅なれば、田ならば何にかはせんずると思給ふれど、馬の御用あるべくば、たゞ仰にこそまだかはめといへば、この馬にのり心とはせなどして、たゞおもひつるさまなりといひて、この鳥羽のちかき田三町、稻すこし、米などとらせて、やがて此家をあづけて、をのれもし命ありて、歸りのぼりたれば、その時返へしゑさせ給へ、のぼらざらんかぎりは、かくてゐ給つれ、もしまた命たえてなくもなりなば、やがてわが家にしてゐ給へ、子も侍らねば、とかく申す人も侍らじといひて、あづけてやがてくだりにければ、その家に入居て、ゑたりける米いねなど取をきて、ただひとりなりけれど、食物ありければ、かたはらその邊なりける下すなどいできて、つかはれなどして、たゞありつきゐつきにけり、二月ばかりの事なりければ、そのゑたりける田を、なからは人につくらせ、いまなからは、わがれうにつくらせたりけるが、人のかたのもよけれ共、それはよのつねにて、をのれがふんとてつくりたるは、ことのはかおほく出きたりければ、いねおほくかりをきて、それよりうちはじめ、風のふきつくるやうに徳づきて、いみじきとく人にてぞありける、その家あるじもをとせずなりにければ、その家もわがものにして、子孫などいできて、ことのほかにさかえたりけるとか、

〔翁草〕越後屋八郎右衛門成立之事

昔は上方三拾六人の御代官を、御金納として、飛脚を以、江戸へ通る、仍道中人馬の御用繁く、驛々難義たるを見て、出目の某といふ者、此人馬の費を止め、公儀の御爲も宜く、亦請負居る者も、利潤を得る仕形を巧出して、六十日爲替と云事を目論見、公儀江願ふ、此仕形は御代官より、上方にて金子を受取、六十日目に江戸へ納る事也、尤六十日の遅滞有と云へ共、道中人馬費なく、請負人は右日數の間に遊び金を廻し、其間の利徳又夥し、如斯積て願ひしに、公儀御評定之間に、願主不幸に